

### 3. 入港料

(令和元年10月1日現在)

	区 分	単 位	金 額
入港料	外航船舶	入港1回総トン数1トン	円 銭 2.50
	内航船舶	入港1回総トン数1トン	1.33
	外航船舶及び内航船舶を除く船舶	入港1回総トン数1トン	2.67

#### 備 考

1. 「外航船舶」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
2. 「内航船舶」とは、内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第1項に規定する内航運送の用に供される船舶その他規則で定める船舶をいう。
3. 総トン数に1トン未満の端数があるときは、その端数は1トンとして計算するものとする。
4. 同一船舶の同一港湾における徴収は1日1回、1ヶ月10回を限度とする。（11回目以降は非徴収）